

2022年5月26日

各 位

会社名 株式会社 マイクロアド
代表者名 代表取締役社長 渡辺 健太郎
(コード番号：9553 東証グロース)
問合せ先 執行役員 管理人事本部長 福田 裕也
(TEL.050-1753-0440)

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2022年5月26日に開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所グロース市場への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|----------------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 669,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定
(2022年6月9日開催の取締役会で決定する。) |
| (3) 払込期日 | 2022年6月28日(火曜日) |
| (4) 増加する資本金の額及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格での一般募集とし、株式会社SBI証券が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受させる。 |

.....
● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。
.....

- 引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (6) 発行価格 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2022年6月20日に決定する。）
- (7) 申込期間 2022年6月21日（火曜日）から
2022年6月24日（金曜日）まで
- (8) 申込株数単位 100株
但し、引受人の販売委託先がその顧客に販売を行う場合には、1株を申込株数単位とすることがある。
- (9) 株式受渡期日 2022年6月29日（水曜日）
- (10) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (11) 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 青山支店
- (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定し、その他必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,645,000株
- (2) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (3) 売出人及び売出株式数
東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンク株式会社 815,000株
東京都渋谷区宇田川町40番1号
株式会社サイバーエージェント 750,000株
東京都渋谷区神宮前六丁目23番4号桑野ビル2階
株式会社SWAY 80,000株

.....
 ● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。
 ●

勘案した上で、2022年6月20日（発行価格等決定日）に決定される。）

- (2) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (3) 売出人及び売出株式数 東京都港区六本木一丁目6番1号
株式会社SBI証券 347,100株（上限）
- (4) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また上記1.において定める公募による募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

.....
● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。
●

[ご参考]

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 募集株式 | 当社普通株式 669,000株 |
| (2) 売出株式数 | ①引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 1,645,000株 |
| (3) | ②オーバーアロットメントによる売出し(*)
当社普通株式 上限 347,100株 |
| (4) 需要の申告期間 | 2022年6月13日(月曜日)から
2022年6月17日(金曜日)まで |
| (5) 価格決定日 | 2022年6月20日(月曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込
金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況
等を勘案した上で決定する。) |
| (6) 申込期間 | 2022年6月21日(火曜日)から
2022年6月24日(金曜日)まで |
| (7) 払込期日 | 2022年6月28日(火曜日) |
| (8) 株式受渡期日 | 2022年6月29日(水曜日) |

(注) 上記(2)①に記載の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数のうち、一部は株式会社SBI証券の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがあります。

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が347,100株を上限に追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又は全く行わない場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、株式会社SBI証券が当社株主である株式会社サイバーエージェント(以下、「貸株人」という。)から借受ける株式であります。

これに関連して、株式会社SBI証券は、347,100株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下、「グリーンシュエアオプション」という。)を、2022年7月22日行使期限として貸株人より付与される予定であります。また、株式会社SBI証券は、2022年6月29日から2022年7月22日までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所にお

.....
ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。
.....

いてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。株式会社SBI証券は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式数について、当該株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、株式会社SBI証券の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	8,252,000株
公募増資による増加株式数	669,000株
公募増資後の発行済株式総数	8,921,000株

3. 調達資金の使途

手取概算額834,362千円（注）については、①データソリューションサービスにおける人材の採用費、②システム開発資金にそれぞれ充当する予定であります。

①データソリューションサービスにおける人材の採用費

データソリューションサービスにおける営業、データ分析、システム開発部門の増強を図るため、2023年9月期に28名、2024年9月期に34名の採用を計画しております。具体的には、採用に伴う人件費及び採用費として、294,362千円（2023年9月期に103,026千円、2024年9月期は前期の採用人材に係る人件費と合わせ191,336千円）を充当する予定です。

②システム開発資金

データソリューションサービスにおいて、2024年9月期中に予定されている3rd Party Cookieの利用廃止に伴い、データプラットフォームの刷新を計画しております。この開発では独自ID体系の構築、提供やAIによる推測技術開発等を含んでおります。これらを実現することで、データ提携社数の拡大やデータ分析力が向上し、これまで以上に様々な業種、業界に向けたサービスの提供を行うことが可能になり、売上拡大に寄与すると考えております。

また、刷新予定のプラットフォーム上において、Webブラウザに依存しないデータサービスの開発についても計画しており、分析サービスをオフラインの領域に拡充することにより新たな収益拡大を計画しております。

これらを目的としたソフトウェア製品の開発費として、540,000千円(2023年9月期に

.....
ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。
.....

270,000千円、2024年9月期に270,000千円)を充当する予定です。

(注) 手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,380円)を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社グループは、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。現在当社グループは成長過程にあると認識しており、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大をめざすことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元につながるものと考えております。将来的には各期の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案したうえで株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

(2) 内部留保資金の用途

現在、当社グループは成長過程にあると認識しており、内部留保の充実に注力する方針であります。内部留保資金につきましては、優秀な人材の採用と育成のための費用や当社サービスの収益力強化・維持のための開発費用等に充当することにより、なお一層の事業拡大をめざすことが、将来における安定的かつ継続的な利益還元につながるものと考えております。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今後の剰余金の配当につきましては、各期の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案したうえで株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としております。配当の決定機関としては、機動的な利益還元ができるよう取締役会決議でも剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、当社は、取締役会の決議により一事業年度に1回、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(4)過去3決算期間の配当状況

	2019年9月期	2020年9月期	2021年9月期
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△76.87円	△35.86円	15.59円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	—円 (—円)	—円 (—円)	—円 (—円)
実績配当性向	—	—	—
自己資本当期純利益率	—	—	—
純資産配当率	—	—	—

(注)1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数であります。

3. 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そこで、2020年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、2020年9月期及び2021年9月期の1株あたり当期純利益又は純損失(△)を算定しております。

4. 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2019年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、2019年9月期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	2019年9月期	2020年9月期	2021年9月期
1株当たり当期純利益	△38.44円	△35.86円	15.59円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	—円 (—円)	—円 (—円)	—円 (—円)

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

5. ロックアップについて

上記1. の公募による募集株式発行及び株式売出しに関連して、売出人かつ貸株人である株式会社サイバーエージェント、売出人である株式会社SWAY、当社株主であるSCSK株式会社並びに当社株主かつ当社新株予約権者である田中宏幸、渡辺健太郎、穴原誠一郎及び榎原良樹は、主幹事会社である株式会社SBI証券に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2022年12月25日までの期間（以下「ロックアップ期間①」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式（当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む）の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、売出人であるソフトバンク株式会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2022年9月26日までの期間（以下「ロックアップ期間②」といい、ロックアップ期間①とあわせて以下、「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間①中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

.....
● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。
.....

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

.....
● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。
●